

秦野市地域貢献券の交付等に関する規則

(平成 19 年 4 月 19 日規則第 25 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、本市が実施する事業に協力したボランティアの個人又はその団体に属する個人に対して地域貢献券を交付することにより、一定の利益を付与してその協力を謝意を表するとともに、本市におけるボランティア活動の一層の活発化を図ることを目的とする。

(地域貢献券の交付を受けることができない者)

第 2 条 本市が実施する事業に協力した者であっても、中学校の就学までの年齢の者及び高等学校の在学者は、地域貢献券の交付を受けることができない。

(地域貢献券による公の施設の使用等)

第 3 条 地域貢献券(別記様式のとおりとする。)の交付を受けた者は、その提出により本市が設置する公の施設(別表に定めるとおりとする。)を使用すること(宮永岳彦記念美術館の作品常設展示室については、観覧すること)ができる。秦野市文化会館事業協会が行う公演(市長が指定する公演に限る。)を観覧する場合も、また、同様とする。

2 地域貢献券は、1 枚当たり 200 円として換算されるものとする。ただし、現金との併用をすることができず、かつ、使用料等との差額が生じても、返金しない。

(地域貢献券交付の要件)

第 4 条 この規則により地域貢献券を交付する場合の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市(本市の機関を含む。)が、主催し、又は共催する事業に協力したこと。
- (2) 協力した事業に関して、本市から金銭が支払われず、又は金銭で換算されるような謝礼等が贈呈されないこと。
- (3) 事業に協力したものに対して、本市の補助金、交付金等が交付されていないこと。

(地域貢献券交付の基準)

第 5 条 地域貢献券の交付枚数は、1 回のボランティア活動についての時間の区分に応じて次の表に定めるとおりとする。

活動時間	交付枚数
1 時間以上 3 時間未満	1 枚
3 時間以上 5 時間未満	2 枚
5 時間以上 7 時間未満	3 枚
7 時間以上	4 枚

(地域貢献券の有効期限及び譲渡禁止)

第 6 条 地域貢献券の有効期限は、それが交付された日から 3 年後の同日までとする。

2 地域貢献券の交付を受けた者は、それを他に譲渡することができない。

(地域貢献券の管理等)

第 7 条 地域貢献券の管理及びその交付を受けた者による利用の状況の把握は、市民活動支援担当課が行うものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 9 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 15 日規則第 7 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 29 日規則第 50 号)

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

中野健康センター(トレーニング室に限る。)

里山ふれあいセンター(研修室を除く。)

鶴巻温泉弘法の里湯(共用施設に限る。)

中央運動公園

立野緑地

おおね公園

公民館(秦野市立公民館条例施行規則(昭和 46 年秦野市教育委員会規則第 4 号)第 7 条第 1 項に規定する共同使用及び同規則第 3 条第 1 項ただし書に該当する者の使用に限る。)

宮永岳彦記念美術館

サンライフ鶴巻(共用区分に係る施設のうち、体育室、創作活動室及びトレーニングルームの使用に係るものに限る。)

備考 上記施設のうち、都市公園施設については、専用区分に係る施設、秦野市カルチャーパーク野球場及び有料公園附属設備の使用に係るものを除く。

別記様式(第3条関係)

[別紙参照]

備考1 材質は、紙とし、寸法は、たて5.4センチメートル、よこ8.5センチメートルとする。

2 表面の地色は緑色、市章及び文字は黒色とする。また、発行番号を付す。

3 裏面に発行日、交付を受けた者の署名欄及び利用上の注意事項を記載する。